

教育民生常任委員会会議録

令和4年6月16日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和4年6月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(6月16日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	15
審査終了	20

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時 令和4年6月16日（木曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願
- (2) 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

坂本悦夫	委員長	白石雅一	副委員長
田代勝久	委員	小島直也	委員
洞口昇一	委員	伊藤清	委員
工藤小百合	委員		

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹介議員 畠山茂議員 紹介議員 西村昭二議員

紹介議員 竹花邦彦議員

請願者 岩手県教職員組合
下閉伊支部書記長
菅原昭敬君

参考人 佐々木勝利君 参考人 小松山浩樹君
教育部長 学校教育課長

(2)

教育部長 佐々木勝利君 教育委員会 中屋保君
総務課長

田老給食センター 平井純君
所長

議会事務局出席者

局長	佐々木雅明	主任	吉田奈々
議会庶務事務員	中村奈津希		

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（坂本悦夫君） おはようございます。

ただ今までの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査2件、協議事項1件となります。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略します。それでは、これより本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願

○委員長（坂本悦夫君） 請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題とします。

本日は、紹介議員の畠山茂議員、それからちょっと遅れてまいりますけども田中議員、それから西村昭二議員、竹花邦彦議員及び請願提出者であります岩手県教職員組合下閉伊支部長の鈴木永輝さんの代理として、下閉伊支部書記長の菅原昭敬さんに出席をいただいております。

また、紹介議員及び請願者から資料の提出がございましたので、皆さんの机の上に配付しておりますので、審査の参考にしていただければと思います。

それでは早速紹介議員の畠山茂議員より、請願の内容について説明を願います。

畠山茂委員。

○紹介議員（畠山 茂君） おはようございます。

私のほうから請願のゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、ご説明をしたいと思います。

この意見書は、もう毎年恒例の行事のように、意見書が出ておりますが、今回、見ても分かるとおおり、やっぱり時代に、現状に合わせて、表現だったり、内容が変わっておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。私のほうからは皆様のお手元の資料にあります請願趣旨・理由のところがかいつまんで、趣旨のご説明をしたいと思います。

岩手県内では、慢性的な教員不足、それからいじめ、不登校や別室登校、貧困など複雑な家庭環境などの問題が多様化、細分化しております、より細やかな指導が必要となっております。また、新型コロナウイルス感染症、あるいは、ここには書いてありませんけども、今現場では、GIGAスクール構想であったり、コミュニティースクールも導入になっておりますし、学習指導要領も改正になりまして、プログラミングとか英語教育とかっていうのも、今、現場には入っております、大変教職員が多忙な状況になっております。そうしたことから、豊かな学びや学校の働き方改革、この実現が必要だというふうに思っています。

一方で、ご案内のとおり、義務教育費の国庫負担制度については、小泉政権下で、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられたままになっております。子どもたちが、全国どこに住んでいても、やっぱり一定水準の教育を受けられるということは憲法上保障されております。

こうした観点から、2023年度の政府予算再編において実現出来るように、ぜひ意見書、今回提出したところでございます。ぜひ委員の皆様には、この趣旨にご理解をいただきましてご賛同いただきますようよろしくお

願いを申し上げたいというふうに思います。詳しくは今の現状の説明については、請願者であります岩手県教職員組合下閉伊支部の菅原書記長のほうより、委員長のご理解をいただければご説明をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

今、畠山茂議員の話がありましたように、提出者からも説明があれば許可したいと思いますのでいかがですか。

よろしくお願いたします。

○請願者（菅原昭敬君） 岩手県教職員組合下閉伊支部で書記長をしております菅原と申します。どうぞよろしくお願いたします。今日は貴重な時間を割いて請願についての説明の場を設けていただいたことに感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、早速、資料をもとにしながら、説明に移らせていただきます。

まず、毎年同じような請願をしておりますが、これは子どもたちの学びの質や学校という生活空間で子どもたちが安心して過ごせるかどうかに関わる内容だからでございます。このような思いがあって、これまで請願のお願いを繰り返してきました。そんな中、小学校の2年生から6年生までの学級編制基準を1学年ずつ、5年間かけて改定して、一律35人学級とする。いわゆる義務標準校、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正案が2020年度末に成立し、2021年4月1日からの施行となりました。これまで小学校1年生だけは、学級編制基準、2011年に35人となっていましたが、それ以外の学年については、40人学級でございました。この改正案が通ったことによって、1980年以来、実に約40年ぶりの改定となりました。多分当時の40人学級においては、集団としてのまとまりが現在よりは強くあったものと思われます。しかし現在においては、支援を必要とする児童生徒の増加、あと価値観の多様性、あと一人一人を大切に教育の推進など、少人数での指導が効果的になっていると言えると思います。では、以下資料に沿いながら、請願に関する補足説明をいたします。

まず、参考資料の1を使います。どうぞご覧くださいませ。実は学校現場を取り巻く様々な現状がどうなっているかっていうことでございます。一つは、平均学級規模の比較、国際比較でございますが、日本はチリに次いで、学級規模が多くなっております。ちなみに、OECDの平均は21.1人/学級。今は、日本の場合は、40人ないし35人学級ということ。資料の1枚目の下のほうですが、特別支援教育対象の児童生徒数の増加ということでございます。特別支援学校に置くと0.7%ぐらいの増加。増加になってますが、児童生徒数は減っているので、割合的には増えているような感じになると思います。こういうふうな支援の必要な子どもたちが児童生徒が存在するという事は、担任1人での指導が若干困難を来してくるということになります。

では次、2枚目に行きます。不登校の状況でございます。増加傾向にあります。実は、管内でも、不登校を抱える学校では、家庭への連絡で職員室にある電話が行列ができるということがあるそうでございます。実は今学校の中では、個人のスマホ、携帯から家庭への連絡は余りしないようになっていこうな流れになっているので、こういうことがあるかなと思います。いじめの状況についてです。いじめはどこの学校においても存在する。そのため対応していかなければなりません。増加傾向にあるので、限られた職員での対応には限界が来てるかなということ。です。

3枚目に行きます。日本語の指導が必要な児童生徒数の推移ということになります。増加傾向にあります。多分、一斉指導よりも、個別の指導になるので、指導する教員不足が生じることも考えられます。今回ウクラ

イナの難民受入れ等、それに対応する多分職員もさらに増やしていく必要があるかなと思います。あと、いじめの状況ですが増えております。ただ、いじめの場合はその発生した学校となると、ものすごいその資料とか調査とかしなきゃならなくなって、大変な状況になります。

資料1の最後ですが、公立小中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合、令和2年度でございますが、岩手県は、99.6%となっております。100%でないと、標準以下の配置ってということで、0.04ぐらいのところでございますが、正規教員の慢性的な人手不足ということになると思います。全国で見ると100を超えた状態で最後に100に収まるような形になっているところもあります。このような学校現場を取り巻く様々な今日的な現状が、教職員に多くのしかかっており、教職員定数は変わりませんので、それが長時間とか過密労働になっていると言えます。

次にですね、資料2をもとに、ではどの程度長時間勤務になっているか見ていきます。参考資料の2のところでございますが、この資料のページ6っていうか番号右下の6というところ、4枚目ですかね。時間外勤務の経年比較ということでございます。小学校では令和2年の4月と5月は全国的に多くの学校が臨時休業していたので、この場合は超勤の時間、45時間以下が多くなっていますが、それ以外を見ると、若干凸凹があるんですが、長時間になっているかなということです。平成30年と比較しても、やっぱり一定程度このコロナ禍の令和の中に、2年3年の中でも、長時間の方がいるというのが分かると思います。これは小学校ですが、同じように次のところでございます。中学校の場合です。やっぱり中学校の場合も、臨時休業があった令和2年の4月5月のところは、超勤は少なくなっていますが、残りは同じように超勤になっているデータが出ております。中学校のほうが、小学校と違って凸凹がなくて、長時間の人が一定程度の割合が存在しているという形が見えるのかなと思います。

次に、資料3です。参考資料の3になりますが、教員の勤務についてということで、実はこの資料の2枚目のところ、2の勤務時間外の場合っていうところがありまして、そもそも教職員は勤務時間の割り振り等により時間外勤務が生じないようにする必要があり、勤務時間外に業務を命じるときには、超勤4項目に限定されると。つまり、長時間やっていいというのはこの四つだけっていうのがあります。4項目っていうのが、1のところはあれですが、2のところは四つ、この場合は超勤があるよっていうところでございます。例えば、校外実習その他生徒の実習に関する業務、あと、修学旅行その他学校の行事に関する業務、あとは職員会議ということに関する業務ということです。あと2の最後の四つ目が、非常災害の場合という、想定外の場合ですね。内じゃなくて外の場合。この場合は長時間勤務を命ずることができるんですが、先ほど参考資料1で今の学校の状況はこの4項目に当てはまらない状況でなってるということです。

そうするとこのような状況をやっぱり解決するためには、教職員定数を増やすこと、そのために予算を確保すること。また35人以下学級の流れをとめることなく、さらに少人数の学級規模にすることだろうと思います。せめてOECDの平均の20人前後を目指していくことかなあと考えております。教育予算の充実は、子どもたちの未来、そして、日本の未来への投資です。子ども一人一人にきめ細やかな指導体制を整えるべく、教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを意見として国会に上げていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○委員長（坂本悦夫君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

洞口委員。

- 委員（洞口昇一君） ここには文部省の担当官は来てないんで、誰に聞いたらいいかわかんないんですけども。この参考資料3に書かれてですね、勤務時間内外の整理という項目の中の、超勤4項目というのを読ませていただいたんですけども、これだったら超勤手当請求できるわけですね、この4項目に関して言えばね。それをまず分かる方に答えていただきたいんですけど。
- 委員長（坂本悦夫君） 菅原さんどうぞ。
- 請願者（菅原昭敬君） 教職員には残業はないということになっておりますので、手当はないということでございます。
- 委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。
- 委員（洞口昇一君） ここに文部省の資料に、以下の4項目については、超勤時間外勤務を命ずる。時間外勤務は命じられるけど給料払わないってことか。残業手当払わないってことなんですか、いかなる場合にも。この4項目に当てはまる場合も。
- 委員長（坂本悦夫君） はい、菅原さん。
- 請願者（菅原昭敬君） 教職員調整額というのが一つあります。それは4%となっておりますが、超勤のために4%支払ってるってということではございません。教員としての特殊性に応じての4%ということでございます。
- 委員長（坂本悦夫君） 竹花議員。
- 紹介議員（竹花邦彦君） これまでも教育民生常任委員会の中で議論、質問等があった件でございますけども、ご案内のように、学校の教職員については、時間外勤務手当は支給をされておられません。その代わりとってはおかしいですが、調整手当というのは4%支給をされると。これは非常にですから、普通の感覚っていいですか、そういった学校現場はまた違う状況でありますので、学校教職員の方々の言わば、給与制度というか、それについては、時間外勤務手当ではなくて、その調整給手当で、言わば、非常に学校行事等々含めて不規則だと、その代わりに4%の調整手当を支給をする。代わりに時間外手当は支給しないというのが、これまでの流れでございますので、そこはご承知おきをいただきたいというふうに思います。
- 委員長（坂本悦夫君） ありがとうございます。
- そのほか質疑ございますか。
- 工藤委員。
- 委員（工藤小百合君） よろしくお願ひします。今の洞口委員と同じような形の質問させていただきます。
- 今の4項目、イ、ロ、ハ、ニについては、教職員の時間外の割り振りを適正に行って原則として時間外勤務を命じないものとするっていろいろ書いてあるんですが、先ほど竹花委員さんのお話だと教職員には残業手当はない、ただ調整手当4%でそれにかわるものとして、支給しているというお話なんですが、その下の4行について、ちょっと私質問なんですが、この4項目以外の時間外の勤務は原則として、この業務の内容にかかわらず教員の自発的な行為として整理せざるを得ないというこの表現の仕方もちょうと私は疑問なんですよね。必要に迫られて仕事をしてるのに、こういう表現で本当に教員の仕事をさせていいのかなという疑問もあります。あとはこの時間外の4項目に該当しないような教職員の自発的行為に対しては、公費支給はなじまない。また公務遂行がないことから、公務災害の補償の対象とならないというこの部分なんですが、やっぱり一応公務として仕事をしていると私は思うんです。学校にいて仕事残業してるということは、残業しなくてもいいような仕事で、時間内に終われる仕事っていうことができるのであれば、こういう問題は出てこないと思うん

ですけれども、実際はそれは難しいことなので、これが今の現在に往々にしてどの学校にもあり得ることだと思っております。こういう状態が常態化しているのであれば、教職員の公務災害、これもちゃんと補償するように、私はこれから国にもちゃんと教員のために必要であると思うんですが、これに対しては、皆さん方だってそういう意見をずっとおっしゃってきたと思うんですが、なかなか国のほうとしてはこういうとこ認めないでおくということであったんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 菅原さんどうぞ。

○請願者（菅原昭敬君） 現状、多分この4%が始まった当時は8時間程度というふうなを想定してみたいんです。ただ、この4%って言うと、25分の1なんですよね。そうすると、多分、1日あたりぐらいが4%に相当してなると思います。そうすると1日の時間って8時間ぐらいなんですよね。そうすると45時間を超えてるということは4%ではないという。そういうふうな、私たちの給与面じゃなくて、実はその教職員定数を変えていくことによって、子どもたちの豊かな学びを保障していくんじゃないかということ。あと私たちが働き方改革ということで自分たちの業務の見直しも進めているところでございます。ただ、なかなか進まないっていうのは、現状でございますので、どうぞ皆さんにご理解いただけたらなと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今の説明は理解いたしますけれども、ただ、子どもたちの1学級の人数も少なくなってきましたし、それはそれとしても、ただ先生方の人数が少なくなってきたとしても、先生方の仕事は減るわけではない。仕事量としては増えてると私は思うんです、いろんな部分でね。ただそういうときに、教職員もその補助的なものとして、各学校で何人かを補助として先生方というお話は前も聞いたことあるんですが、それだけで本当に教職員の仕事が軽減されるのかなと思うと、それも疑問です。やっぱり、先生方だってある程度の仕事量をこなしたほかに、またプラス仕事してるわけですので、そのための増えた仕事の部分については、やっぱりもう少し国でも考えるべきではないかなと思って。負担だけさせて、4%とかそういう割合で、そこだけ負担しているのでそれでいいという判断は私は違うと思うんですけれども。その中でも私は普通に、普通に例えば教職員だから特別というのではなくて、いろんな業種の方も会社としては残業してると思います。その方々は、会社の就業規則によって、残業の金額もちゃんと決まってるじゃないですか。そういうとこと違って教職員は、4%だけで教職員の残業これでよしとしてるのは、ちょっと私的にはちょっと納得いかないんですが、そういう考え間違ってますか。

○委員長（坂本悦夫君） 畠山議員。

○紹介議員（畠山 茂君） 私も工藤委員の考え方に賛同しております。私も、教職員の働き方改革、何度か一般質問でも取上げたことがあるんですが、先ほどお話があった、長時間労働もそうですし、先ほど比較あったOECDの加盟国の中でも、日本は、加盟国の中でもGNP国内総生産あたりの教育費にける割合というのは本当に最低のほうなので、そういったことも含まれますし、それから今回、国会ではこども家庭庁とか出て、岸田内閣もそれなりに人材に投資をするんだという方向性も出してもらって、これからよくなっていくことを期待はするんですけど、ただこの問題は国会でも何度か取上げられたことがあるんですが、やっぱり財政の問題、教職員の皆さんに、それだけ、月45時間とか80時間稼いでお仕事をして、本当にそれに100分の125とか100分の135、お支払いすると相当な、国とすると予算お金がかかるので、なかなか国が渋っているというのも、これが今の現実でありますので。ただ、工藤委員が言ったとおり、これは同じ労働者と見たときには、やっぱり改善は私も必要だと思うので、ぜひこの点も、請願者の皆さんとともに、あるいは皆さんとともにで

すね、声を上げて変えるべきは変えるべきだと、国にはやっぱり言うべきだと私も思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか。白石委員。

○委員（白石雅一君） 様々な資料をありがとうございます。着座で失礼させていただきます。

請願のほうについて、お伺いしたいんですけども、今までのお話を聞いてまして、請願書の下段にある、2の学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するためにという文章のところ、加配教員の増員と、あとは少数職種の配置増、教職員の定数改善を推進することとありますが、現在その肌感覚というか現場の感覚として、どのくらいまでこの人数というのは配置を増やしていけばいいというような、そういったものはありますか。

○委員長（坂本悦夫君） 菅原先生、どうぞ。

○請願者（菅原昭敬君） 実は全て定数に基づいてなっています。児童生徒数の数とか学級数に応じて、教員の配置が決まるものです。多分、あとそのところで、市町村独自で支援員さんとか、そういうふうなのを予算の中から出していただいてそれぞれの市町村の教育の行政を担っていただいているのかなと思います。だから、根本はこの何人とかじゃなくて定数そのものをきちんと変えていくことだというのが。それに応じて、予算がきちっと出てくるということでございます。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員、いいですか。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 各市町村ごとの対応であったりその定数に応じてというのは、私も理解しておりますので、そこの根本的な部分を変えていかなければというところで、この請願の趣旨があるというふうに理解しましたので、ありがとうございます。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか。洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 皆さんの質問も聞いた上で、あとちょっと最後に三つほどお聞きしたいんですけども、一つは、超勤4項目で時間外勤務を命ぜられた場合、事故なんかが起きたときは、公務災害補償の対象になるのかどうかということです、一つは。それから二つ目は、一問一答のほうがいいんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 一問一答をお願いします。

○委員（洞口昇一君） まずその点についてお聞きしたいんですが。

○委員長（坂本悦夫君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 今の洞口委員の質問は、公務として、仕事を命ぜられたときもし事故が起きた場合は公務災害補償になるかという意味ですよ。

○委員（洞口昇一君） 超勤4項目外の業務については、時間外勤務を命じることができる。けども、その下のほうにね、だからそういう場合は、お金は4%の中に含まれてるというのは分かるんですけども、その公務災害との関係なんかではどういう扱いになっているのかを。

○委員長（坂本悦夫君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 後で請願者のほうから補足があればしてもらいたい。私が認識をしている範囲でお話を。

ですから学校の教職員の方々は基本的に時間外がないよという前提で働いているわけです。ですから、その結果として、言わば時間外、授業時間が終わった等の時間外等で、学校現場で倒れる。あるいは自宅で長時間労働等が原因で倒れる。問題はそれが公務によることが原因なのかどうなのか公務災害補償では問われるわけ

ですよね。ですから、基本的に、非常に公務災害に当たるのかどうかということの判断は非常にこれ、従来裁判なんかも幾つか教職員組合のほうでやっていますけれども、非常にやっぱりここは、その実態がどうなのかという公務災害補償の場合は、非常にそこを現実には本当に仕事によるものなのかどうかというところが大きなポイントになりますから、その判断が難しい。

その一つの理由に、時間外労働の問題があるわけですね。ただ、今は働き方改革によって、学校の先生方も、今宮古もそうだと思いますけれども、きちっとそのタイムカード等を使って、何時まで学校にいたかという、そういう時間外に対する管理が今は進んできてますが、前はそういうことがないわけですよね。つまり、時間外労働という概念がそもそも学校現場あるいは教育現場にはありませんから、ですから、8時まで働く、9時まで働いたにしても、当然、それを証明をする方がいるかいないかというような問題も出てまいりますので、実態は本当に公務による原因で、倒れたらどうなのか。もちろん授業中に、体育の時間帯に、これはもうもちろん公務ですから。問題は、時間外にそういった倒れたような場合に、本当にそれが、仕事によるものなのかどうかというのが公務災害の最大のポイントでありますから、非常にそういった意味では土日の休日とかあるいは時間外等に倒れたような場合に、病気で倒れる等のような場合についてはですね、非常にここはやっぱり、非常に、公務災害補償について認められるかどうかってここはそう言ってみればいろんな争いが出ていくという状況だろうというふうに思いますので、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 先ほど三つって言いましたけど、二つでした。最後の質問になります。

この資料の最後のページの最後の行に、このため勤務時間外で、超勤4項目に該当しないような教職員の自発的行為に関しては、公費支給はなじまないと。また、公務遂行性がないことから、公務災害補償の対象とならないため、別途、必要に応じて事故等に備えた保険が必要というふうに文部省は言っていますけれども、ちょっと、非常に言葉のごまかしというかそういうのを感じるんだけど、自発的行為だから、国や県や市には責任がないんだと、何か事故起きたときに備えて保険かけろと。この保険は誰が、保護者が負担してるんですか、それとも、個人が負担するんですか、それとも何らかの公的機関が補償、この保険料負担しているのかそこを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 菅原先生。

○請願者（菅原昭敬君） すいません、保険のところは詳しくありませんので、後で。ただ、私個人も教員ですので、そういうための保険はかけてはいません。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員、よろしいですか。はい。

伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） ちょっとお聞きします。説明については大体理解ができましたが、これ何年も、請願を出しているわけなんですけども、これについて何か改善された面があるのか。また国の機関のほうから何か回答といったようなものがあつたのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

○委員長（坂本悦夫君） 菅原先生。

○請願者（菅原昭敬君） 一つは先ほど、35人学級というのも多分進んできたことだと思います。35人にするためには、40人のクラスが2クラスになるわけですから、それに伴って定数が増えるので、つまり働く職員が増えるということになります。あと、こういう状況なんだよということがやっと少し皆様にもご理解いただける

ような形になってきたのかなあと。私たちの教育現場だけじゃなくて先ほども議員さんがおっしゃったとおり、働く者全てがそういう長時間労働に置かれてる方々がいるということが、一定程度理解が進んできたのかなと思います。あと公務災害の件ですが、やっぱり最初は、自発的にやって倒れたから個人責任みたいな形でありました。でも、よくよく調べていくと、やっぱり公務との関係があったんだということで、長い裁判の中で明らかになってきております。民間会社の過労死で倒れた方がいましたよね、労災になった。あのあたりから公務災害についての考え方が、一定程度周知されてきている。あとデータの的にも、80時間を超えると過労死ラインとかという形とかがなっているんで、世の中で働き方についての認知っていうか、理解が進んできたかなと思っています。以上でございます。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 請願を出し続けてきた意味があったということですね。わかりました。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか質疑ございませんか。

小島さん何かないですか。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 最後の質問でございます。

過労死ラインという時間が、今説明ありましたけれども、もういろんな世の中いろんな有名会社でも、残業でかなりの残業、月にすれば80時間以上100何十時間という残業して、それでも頑張って仕事をして、最後には自死をしている方もいっぱいいらっしゃいます。そういういろんな問題が出てきても、有名な会社でもなかなか、その過労死についてなかなか認めようとしらないというのが世の中一般でしたけれどもこの頃はそうじゃないということが裁判でもいろいろ認められまして、家族が裁判を起こして、自分の夫が死んだのは過労死だということで、裁判でもって初めて、自分の夫の正当性を証明したという方もいらっしゃいますけれども。そういう証明ではなくて、当たり前で過労死があつて、それがこういう状況だというのはやっぱり、教職員の方々も、やっぱりこの皆さんにお知らせしないと。教職員が残業するのは当たり前ではね、みんな同じですから、そういう自分の仕事以上に仕事してるということは、自分の中の自分もそういうふうで、何ていうか狭い考えの中では、もう自分はどうにも出来ない。この仕事から何とか逃れようとするとなつてやっぱり自死という判断をする方もいらっしゃいますけれども、それはあつてはならないことだと思っています。特にこの教職員の方々、子どもたちを指導する立場でございますので、教育現場では、やっぱりちゃんと子どもに明るい光が当たるように、教職員にもちゃんとそういう仕事をする方々に対しては、現場の方々の声もやっぱりちゃんと聞き入れて、働きやすい環境にしていきたいなと思っております。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか、ございませんですか。

田代委員、請願書に書いてある中で何か聞きたいことないですか。ない。はい、わかりました。

それでは、ほかになればこれで、質疑を終わりますが、ちょっと時間ありますので私二、三点ちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（白石雅一君） 坂本委員。

○委員（坂本悦夫君） 先ほど菅原先生のほうから、小学校の場合の少人数学級、40人から35人学級に段階的ではありますけれども引き下げられることになったと。そして5年後っていうか、27年度には全学年が35人学級になるというお話でした。私が気になるのは、次の段階なんですよ。要するに、中学校での35人学級の導入は、これは検討された経緯があるかどうか、分かるのであれば教えていただきたいんですけど。

- 副委員長（白石雅一君） 菅原さん。
- 請願者（菅原昭敬君） まだ聞いてませんので、すみません。
- 副委員長（白石雅一君） 坂本委員。
- 委員（坂本悦夫君） 2点目ですけれど、請願書の中に、慢性的な教員不足とありますけれども、この教員離れの背景にあるのは、何なんでしょうかね。
- 副委員長（白石雅一君） 菅原先生。
- 請願者（菅原昭敬君） 現場の長時間のところが大変だということで、やっぱり採用の人数も減ってきています。それは全国的な流れになってきてます。以上です。
- 委員（坂本悦夫君） 長時間労働が主な原因ということなんですね。
- 副委員長（白石雅一君） 菅原先生。
- 請願者（菅原昭敬君） 一つはそれだと思います。あともう一つは、実習とか行ってやっぱりそういう職場につかないっていう方もいらっしゃる。実際経験してみたら、ちょっと無理っていうふうな形の方もいるようです。
- 委員（坂本悦夫君） 今までは教員試験は、10倍とか20倍だったんですけど、今は、1倍とか2倍っていうことですごく危惧してる場所なんんですけども、やっぱり魅力ある仕事場に、先生方が余裕を持てるような、そういう環境にやっぱりしていく必要が早急に求められているのかなというふうには思います。
- それから3点目ですけども、請願に書かれているこういう問題を放置すれば、これは当然教育の質とか、学校運営にも支障が出てくるだろうというふうに思います。そうするとこれは、義務教育の根幹に関わる問題なのに、財務省がなかなかその頭を縦に振らない。これは私なんかから考えさせられれば不思議なんですけども、一体、何なんでしょうかね、財務省はこういうふうには渋ってるのは。文科省の詰めが甘いんじゃないですか。違いますか。
- 副委員長（白石雅一君） 菅原先生。
- 請願者（菅原昭敬君） それは答えようがないので許してください。
- 委員（坂本悦夫君） あとは案外財務省の理解が、知ってるようで、今の問題をきちっと理解してない。子どもの不登校とかいじめとか、そういうことも、知識と人は知ってるけども、深くは知らないところもあるのかなとかっていうふうに思いますし、普通に考えると、40人から35人って言ったら5人減らすわけでしょう。5人ぐらい減らして、どんなに変わるのかな、そんなに効果はあるのかなって、財務省は考えているかもしれないですね。だからその辺の不登校とかいじめ、今の子どもたちの問題を深く理解していないところにも問題があるのかなと。あともう一つ、やっぱりデータ不足。少人数学級にすれば、成績が向上するとかね。不登校が減るとか、いじめが減るとか、そういうデータが少ないんじゃないんでしょうか。そういうデータをきちっと調べて、やっぱり財務省に突きつける必要があるというふうに思うんですけども。
- 菅原先生はどう思いますか。先生の立場で。
- 副委員長（白石雅一君） どなたが。はい、菅原先生。
- 請願者（菅原昭敬君） すいません、ここに来ると私も弱いので何とも言えませんが、確かに先ほど言いましたが、40年前と集団の質も変わってきてるし、集団を構成する児童生徒の状況も変わってきて、支援が必要な人が結構今出ていると、そういうところから考えるとやっぱり手厚く教育を進めていくべきだろうということで、その根幹はやっぱり教職員定数の改善だろうというところで、今そこで動いているところでございます。

以上です。

○副委員長（白石雅一君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 坂本委員長のほうからるご指摘がございました。したがって学校現場の状況、財務省含めて、文科省含めて。したがって毎年のように、請願書を出して、教職員の定数改善の必要性、それから義務教育費の国庫負担の復元の問題を出してる。ある意味では、もっと学校現場を知ってほしいという意味も込められているわけですね。ですから、学校現場の状況を考えれば、実態を考えれば、そのところが改善すれば、もっと子どもたちの学習環境の整備が出来て、よりよい教育が実現ができるのだと。そういう思いを請願の中には込められているというふうに思います。したがって、より詳しいデータをとという委員長のご指導もありましたけれども、しかし現実には、手をかける教育はやっぱ子どもたちが成長してるんだということは、これはデータを言うまでもなく、現実にはもう学校、教育に携わっている方々を含めて、あるいは家庭、保護者も含めて理解をしているわけですので、したがってその流れが40人学級から35人学級へと。さらにさっき言ったようにこれを小学校だけでなく中学校、高校まで広げていく必要があるんだという請願の趣旨になっておりますので、ぜひ、そういった意味ではこの請願を意見書に提出をしていただくことで、国も学校現場の状況、あるいは教職員が置かれている状況をより理解をすることにつなげていただければいいなど、そういう思いでおりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○副委員長（白石雅一君） 坂本委員。

○委員（坂本悦夫君） 終わります。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑はございませんか。なければ、これで質疑のほうは終わりたいと思います。紹介議員と請願の提出者は退出を願います。

〔請願者、紹介議員が退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 次に、参考人として関係部課長に出席をいただいておりますので、請願に対する質疑や確認したい事項などがあれば挙手願います。

洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 座って着席のままさせていただきます。

先ほどの請願提出者の発言の中に、市町村独自の加配の問題等が述べられたと思うんですが、宮古市の場合、その加配の制度といいますか、あるいはどういう名称で呼ばれているかわかりませんが、もし教えていただけたら教えていただきたいんですけど。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 座ったままでよろしいですか。

○委員長（坂本悦夫君） 座ったままで結構です。

○学校教育課長（小松山浩樹君） ご質問ありがとうございます。

定数についてでございますが、加配についても二つありまして、県のほうからの加配と、市独自で予算をとって加配しているものがあります。小学校につきましては、令和4年度については47名、中学校については29名。内訳って言うかですね、加配の中身なんですけども、主に特別支援学級のお子さんへの対応が必要であるという学校さんの実情から多く配置させていただいてますし、読書まちみやことということで、図書館の支援ということで小学校のほうに主に配置をさせていただいたり、あとは介助が必要なお子さんもいらっしゃいますので、そちらのほうへの介助ということでも配置をさせていただいております。なかなかルール上、定数で補

えない学校のやっぱり困り感、地域の実情、子どもたちの様子というところから、加配をさせていただいているところがございます。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに、質問ございますか。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今、学校教育課長さんのほうから加配についての説明をいただきましたけれども、市独自の加配、と今おっしゃいましたけれども、例えばの話で、図書館の新しい図書の支援とかっておっしゃいましたけれども、その方々が各小中学校には出向いていってその図書とかのそういう資料なんかのもやっているということですか。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、ご質問ありがとうございます。

委員さんおっしゃるとおり、基本的に小学校には配置をさせていただいているんですけども、中学校区、関連する中学校のほうにも出向いて、図書館の環境整備、あとは新刊、新しい本の紹介とか、子どもたちの読書環境の整備ということで学校さんのほうで活躍していただいているところです。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） もう一つ質問させていただきます。加配の職員は何人ぐらいという人数制限があるんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、ありがとうございます。

制限はまず予算とのかかわりも出てきますので、やはり学校さんの実情に合わせ、地域の実情に合わせ、子どもたちの実情に合わせて配置を検討しているというところで、そこはまず予算とのかかわりというところが出てきているというところですよ。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 予算との兼ね合いということでしたけれども、宮古市は子どもたちに未来を担う子どもたちに一生懸命の教育も市長頑張ってますけれども、そういう部分では、やっぱりこういう子どもたちにかかる部分には、もう少しお金を出していただいてもいいのではないかなと思ってます。確かに宮古市の財政もいいというわけではございませんけれども、やっぱりこれからの子どもたちは宮古をしょっていく子どもたちでございますので、そういう子どもたちには、すばらしい宮古ならではの教育、そういうものを私は身に付けてもらいたいと思ってますので、ぜひこういうところにも、あんまり削減はしないで、増減していただきたいかなと思ってます。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 1点現状確認したいんですけども、35人学級に小学校が段階的に引下げになるというところで、令和7年度に小学校6年生まで35人という計画で進んでるようですが、宮古で考えた場合は、もう令和7年度だと35人学級というところ自体がもうなくなっちゃうんじゃないかなというくらい生徒の数が少なくなってると思うんですが、現状はどのように進行していくところでしょうか。生徒数のところは。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） おっしゃるとおり、少子化という流れの中にごございます。ですので、そんな

中でもですね、少人数ではありますがけれども、1人1台の端末等を活用しながら、学びの質をしっかりと確保していくということと、やはり先生方の働き方改革というところにつなげていきたいなというふうに考えております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 現在、40人のクラスは宮古にないということによろしいですか。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 先ほどの請願のほうは、国のほうの方針だったと理解しています。県のほうは独自に35人学級というものを設置しております、本市においてもそちらのほうで対応させていただいているところがございます。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。ほかに質疑は、
小島委員。

○委員（小島直也君） 座ったままで質問していいですか。

この請願書の中に、新型コロナに関して感染症対策で新たな業務も教職員の多忙に輪をかけてるっていうこともありますけれども、学校の事務支援員とかっていう方々が先生たちを補助するために働いていらっしゃると思うんですけども、その方々の甲斐もあって軽減されてるっていう事実もあると思うんですけども、宮古における学校教育の現場のコロナ対策をいつまで続いていくのか、いつまで大変な思いをして先生方がご苦労されているのか、その辺を教えていただければと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） ご質問ありがとうございます。

確かに、消毒とか様々な教室とか、使った道具等の消毒等で学校さんが取り組まれているというところもかなりあり、その支援員の方々というか、補助の方々のお力によってかなり軽減されているということも伺っておりますし、市のほうといたしましても、消毒の機械であるとか、道具であるとか、その辺りも備品として購入している予算も確保しております、なるだけ先生方学校現場での負担を軽くするということで取り組ませていただいております。今後もこの感染状況を見ながら、子どもたちの安全安心のためにですね、学校のほうでは取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後もよろしくご理解のほうお願いいたします。

○委員長（坂本悦夫君） 小島委員。

○委員（小島直也君） もう一つ、コロナ禍において2年半ぐらいですかね。生徒の困窮、市民国民の困窮生活が浮き上がってきたような状態だと思うんですけども、この困窮生活の中で、学校の生徒さんたちに衛生用品を買い求める余裕がなくなって、学校教育の現場でも衛生用品の配布なんかが進んでいるものかまだなのか、教えてください。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） ご質問ありがとうございます。

そちらにつきましても、もう令和3年12月に、保健室のほうに、小中学校全ての保健室のほうに、用品については、備品として配置しております、不足分については、随時補充できるような環境を整えておりましたので、そちらのほうもまず学校さんのほうで対応させていただいているということで理解しておりました。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。
洞口委員。

○委員（洞口昇一君） さっき聞き漏らしたことがあったんで、簡単なことなんですけど、加配教員を配置する場合、財政的制約がもちろんあるのは承知しておりますが、法律的に例えば、宮古の場合は幾ら予算をつけても、何人以上加配やっちゃ駄目だという法律があるのか、それともお金さえあれば、幾らでも、それはもう常識の範囲内なんでしょうけども、予算確保できれば、ある程度、青天井で加配ができるのか、その制度上の問題をお聞きます。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） あくまでも県の加配につきましては、県のルールにのっとって加配をいただいているということになります。この県の加配のところでは、復興に関する地域への加配というのも含まれておりますし、あとは初任者の方が2人以上配置されているところの拠点校とかですね、そういうルールはあるんですけども、市の独自の場合は、各市町村さんのほうに委ねられているというところがあると思いますが、本市においては、かなりこの人数を配置していただいているというふうに理解しております。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 法律上の上限というのはないんですね。あるいはガラスの天井とか。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 市町村に関しては、そちらのほうの規定というかですね、それにのっとって行うということと理解しております。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

参考人は退出願います。

〔参考人退席〕

○委員長（坂本悦夫君） それでは、これから請願第1号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

請願第1号は、採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって請願第1号は、採択すべきものと決定いたしました。

次の審査のため、説明員が入室しますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入室〕

○

付託事件審査（2） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（坂本悦夫君） それでは、次に議案第7号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 今回の件について、財産の取得ということで、電気式連続炊飯ラインの更新というふうになってました。1月に入るという説明をお聞きしましたが、この財産の取得に関しては、その設置と、あと

古いものを撤去する処分まで含めた金額ということでよろしいでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋教育委員会総務課長、どうぞ。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） はい、そのとおりでございます。既存のものを撤去いたしまして、新しく購入するものを設置いたします。その分の費用でございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） ということは、相手方の有限会社ハヤノ冷機さんが撤去作業であったり設置作業まで全部含めてやっていただけるということでよろしいですね。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか。工藤委員。

○委員（工藤小百合君） お願いします。

この間の説明では、5月20日に指名競争入札を行いましたと。市内の業者が10者、10者ですか12者ですか。ちょっと数わかりませんか。先にそこを教えてください。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 説明では、9者の指名で4者の応札があったということでご説明いたしました。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 応札した業者は、落札率が98%ということでしたが、これはあれですか、予定価格は公表していた入札でしたか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 物品の購入につきまして予定価格は公表はしておりません。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 昨日もこの入札で、昨日の総務常任委員会の方もちょっと質問なさってて、聞いてて私はそう思ったんですが、今回の9者の方で応札が4者ということは、落札した業者の方以外は、予定価格がどのぐらいの差というか、やっぱりちゃんとした、言葉を悪く言いますと、取る気がないからもう高く入れるとか、この入札に参加してこれ欲しい方が適切な入札価格で応札しているのか。それ以外の3者はどういう例えば応札率でしたか。金額的に例えば、このぐらいの差があったとか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 予定価格に対しまして、予定価格より下回ってるのが2者、予定価格を上回った入札が2者。4者の入札の結果は、そのようになっております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） ということは4者の中で予定価格を下回ったのは2者で、その中の低いほうの方が落札したというですね。

落札が98%、皆さんそれぞれ入札に関してのいろんな細かい計算がすばらしく行き届いてるなと思うんですが、やっぱり、こういう入札の98%という数字がいいとか悪いとかじゃないですよ。やっぱり、皆さんがそれだけの入札に対してすばらしい、ちゃんと調べて、応札したと思ってますけれども、いろんなこの件に関してじゃなくても、今までのこの議会の承認求めるいろんな入札、いろんなのを見てますと、結構な金額でパーセントが大きいんですね。皆さんすばらしい業者の方々だと思うんですけども。ただ、本当に、それだけ競

争性が働いているのかなと疑問に思う部分もありますし、本当に正しい設計で、当初で積算したのかなと思う部分もちょっと私的にはあるんですけども、でもやっぱりこの98%の落札率というのが、本当に、いやあ、神業的なものかなと個人的には思っていますが、それは業者の方がすばらしい見積りしたと思うんですけど、違う質問します。

いいですか、委員長。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今回入札でとった会社は、今までの炊飯ラインを変更して、新しい炊飯ラインの入札したわけですけども、前の古いのは、処分も一緒に込みなんですか、処分は別なんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○委員（工藤小百合君） 今、あるものをまず撤去いたします。そして新しいものを設置いたします。それが使えるようになるまでをやるというような内容でございます。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 納入期限が令和5年1月10日ってなってますので、そこまで時間がかかるからそこまで使える部分を使って、それを過ぎたときには正しいラインでということだと思うんですが、これ電気式ですよ。3.11のときにやっぱり電気が使えなくなった。それで、ガスの必要性もという声があったんですが、この場合に例えば、給食の炊飯ラインについては、非常時の電源で炊飯ができるということなんですか、基本的には。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 非常用の電源というのは、この給食センターには持ってありませんので、そういった事態になったときにやはり炊飯出来なくなるといったことになると思います。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 3.11のときには、皆さん、オール電化のお家の方々は、電気が使えなくて、大変だったというお話聞いたんですが、そういうときにもやっぱりこの学校のこういう炊飯器というのは例えば、いざ何かのときにも炊き出しとかって、非常時の場合には使える場合もあるのかなと思って今そういう質問したんですが、電気だけに頼ってますと、停電とかそういう大きい何かがないといいんでしょうけども、いざ非常時の事態になったときに電気が使えないということは、ご飯が炊けないということなので、やっぱりそういう事態も考えて、電気だけに頼るのではなくて、非常時の場合は、例えば、お金がかかるとは思いますけれどもそういう言い方すると、やっぱりガスのとかいろんなこの想定した中で、対応できるような形になっていけば私はすばらしいなと思って質問したんですが、それはお金がかかることなので、電気ということだと思うんですけどもそういう考えはどうですか。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 田老給食センターはオール電化のシステムを使った給食センターでございますので、機器の更新につきましては、今回ご提案したような、電気式のシステムになるということになりますけれども、緊急事態の部分の対応につきましては、どのような対応ができるか、今後、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） ありがとうございます。

あともう一つの質問なんですが、他の給食センターの更新は、いつ頃になるんですかね。何年使って更新とか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） ほかの給食センターにつきましても、建設された時期がほぼ同じでございますので、同様に機器の更新はしていく予定でおります。今年度は新里の熱源の更新の工事も予算計上させていただきますまして、そちらのほうにも行う予定です。次年度以降につきましては、通常の維持管理の保守点検等の結果報告等を見ながら、定期的に計画的に機器の更新等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） ありがとうございます。

本当に給食センターの役割はすごく大きいものだと思っております。その中でも、やっぱり常においしい、温かいものが子どもたちの口に温かいうちに入るといのは、本当に今度、給食センターが、地域割で給食の配置を考えたためかなと思っておりますけども、これから子どもたちの栄養補給のためにもぜひ給食センターの方々にも一生懸命頑張ってください、それ以上に市の方々も、何かできるのであれば、働きやすい環境ラインの考え方もつくっていただいて、いい条件で働いて給食が配置されるようにいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） この炊飯ラインというのを見たことがないんですけども、今回セットでの更新ということなんですが、2ページのほうに参考資料としていろんな部品が組み合わさっているんですけども、これはセットでなければ交換出来ないものなんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 今回の炊飯ラインの更新ですけども、この1番の核となる部分がこの電気連続炊飯器の部分でございます。この炊飯器につきましては、現在のもが既に製造中止等になっておりまして、故障等あった場合にですね、修理がどうしてもきかなくなっているという状況にありますので、ここをまず更新するとした場合に、それに関連するほかの連続機器につきましても、新しくする炊飯器にあったように、やはり更新する必要があるということで、今回こういうライン式での更新というふうになったものでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） わかりました。その機器にあったものをつけなければならぬということで、これ合わないということだったんですね。今後、更新が行われる予定になっている新里の関係もこういうふうな感じになってくるということですか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 他の給食センターの更新の際にも、使われてる現在の機器が修理が可能なかどうかとか、もう製造中止になってその修理用の部品がもうないとか、そういうような状況を見極めながら、更新のやり方は考えていきたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 今回の入札に関してに限らず、そういう学校関係の入札を行う場合に、予定価格の設定というのはかなり困難を伴う場合もあるんじゃないかと思うんですよね。例えば建設工事であれば、もう何件

も、何年も前から同じようなことを繰り返してるんで、多分、建設課の職員や担当課の職員は、かなり慣れてるんで。しかもありますよね、物品の予定価格の一覧表みたいなのがね。それを積算すればもう大体のこういう工事であればこういうこれぐらいの予定価格になるっていうのは、当局でもきちっとほぼ正確に出せるし、業者さんのほうでも正確に出せるから、かなり予定価格と入札価格が接近するケースが多いと思うんだけど、教育関係の機器の場合、その時代の進歩に伴ってどんどん高性能で安くなるっていう傾向があるんで、今回のような炊飯器の場合はそうじゃないんだろうけども、そういう点では教育委員会の中で、そういう教育用財産の取得の際に、予定価格の作成を決定する、あるいは見積りをつくるっていう点では、いろんな困難があるんじゃないかとも勝手に推察するんですけども、その点についてはいかがなものでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） やはり複数の者からの見積り等を徴した上で、それで我々としてなんといいですか、正当な価格はこのぐらいだろうというような見積りを立てて、予定価格をしているものというふうに思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） すいません、お聞きしたかったところが、先ほどまでのお話の中で、ほかの給食センターも同時期に更新時期が来るというお話でしたが、今回、この導入する前の今あるものは、いつ導入したもので、新しく導入するものは何年くらい使う予定で検討してるのでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 今使ってるのは平成21年の導入でございます。今回、導入する機器につきましては、耐用年数が8年というふうに言われてます。機器によってはそれ以上当然使えるということもあるんですけども、おおむねその8年をまず目安に更新というのは考えていくべきであろうというふうに思っておりますが、今後の使用状況等見極めながらそこは考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 今使っているものが平成21年で、新しく入れるものは8年位ということで、10年くらい使えるものなのかなと思ったけど、少し短かったので、なるべく長く使えるようにメンテナンス等しっかりしていただければなと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

ほかになければこれで質疑を終わります。

これより議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第7号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退室してください。

〔説明員退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は、全て終了しました。

お諮りします。

6月23日の本会議における請願第1号及び議案第7号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

なお、請願第1号が本会議で採択された場合の意見書案については、本日の委員会において、協議事項に案件を追加し、委員の間で、協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） それでは、意見書案については、そのように取り扱うことといたします。

以上で付託事件審査を終わります。

どうもお疲れさまでした。

午前11時26分 付託事件審査終了

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 坂本悦夫